

【社員 細川明子 ご挨拶】

すっかり春めいてまいりましたが、国会では佐川前国税庁長官の証人喚問が行われ、深まった議論がなされないままに2018年度予算が成立しました。佐川氏の証人喚問では決裁文書の改ざんに至った経緯は明らかにされませんでした。財務省内で行われていたということだけは事実のようです。

どのようなしっかりした組織でも、方向性を間違えば正しい判断ができなくなってしまうものです。私たちも気を引き締めたいと思います。また、予算でついた補助金等のメリットは、活かして役立てたいと思います。お手伝いさせていただきます。

## 「トピックス」

### 【事業承継税制の特例】

平成30年度税制改正で、平成30年1月1日から平成39年12月31日までの間に贈与または相続もしくは遺贈により取得する財産に係る贈与税または相続税について適用される事業承継税制の特例が創設され、注目すべき点は以下のとおりです。

なお、事業承継税制の特例を適用するには、平成30年4月1日から平成35年3月31日までに「特例承継計画」を都道府県に提出し、経営承継円滑化法第12条第1項の認定を受ける必要があります。

- ①納税猶予対象株式が、取得した全ての株式になりました。
- ②納税猶予税額が、納税猶予株式に係る贈与税及び相続税の全額となりました。
- ③雇用確保要件が緩和され、経営承継期間内の一定の基準日における雇用の平均が要件を下回ったとしても要件を満たさない理由を記載した書類を都道府県に提出すれば納税猶予が継続されるようになりました。
- ④先代経営者の要件が、複数人からの後継経営者への承継も適用対象となるように緩和されました。
- ⑤後継者の要件が、代表権を有する複数人(最大3名)への承継も適用対象となるように緩和されました。
- ⑥猶予期限の確定理由に該当した場合の納付金額の計算方法がわかり、一定の要件を満たす場合には、納税猶予額の一部が免除されることになりました。
- ⑦相続時精算課税制度の適用者の範囲が広がり、贈与者(その年の1月1日において60歳以上)の推定相続人以外の者(その年の1月1日において20歳以上)である特例後継者も適用対象となりました。  
(ゼネラルマネージャー 岡本)

### 【中小企業の投資を後押しする大胆な固定資産税の特例の創設】

平成30年度税制改正で、市町村計画に基づき、同法施行日から平成33年3月31日までに行われた中小企業者等の一定の設備投資について、その固定資産税を、3年間、ゼロ以上2分の1以下とする特例措置が創設されます。

この制度に基づき特例率ゼロを導入する自治体において、当該特例措置の対象となる事業者等については、一定の補助金を優先採択できるとしています。

例えば、ものづくり・サービス補助金の場合には、補助率について3分の2に引上げられ、申請案件には審査において加点を行うことで優先採択されます。

この特例の適用には、投資計画の策定と自治体の認定が必要となりますが、その際、税理士等の認定経営革新等支援機関による事前確認が義務付けられています。

設備投資をご検討されている事業者様は、お早めに当事務所までご相談下さい。

(税理士 本田)

★気になるトピックスについては是非当法人にお問合せ下さい★

## 「職員よりひとこと」

気温がだんだん暖かくなり、近所のスーパーでは高騰していた野菜も徐々にお手頃な値段に戻りつつあります。春野菜と言えば菜の花、ふきのとう、たらの芽など、苦いものが思い浮かびますが、苦味のある野菜には、人間の体を冬から春仕様にさせる効果があるとのこと。人間は寒い冬を乗り越えるため、冬の期間中は自然と脂肪を蓄えるメカニズムになっていますが、苦味のある春特有の野菜には、冬に溜まった脂肪や老廃物を追い出す作用があるそうです。ぜひ春野菜を食べて、体を春仕様にチェンジしてみてください。

(職員 松形)

### 税務予定表

<4月>

- ・固定資産税、都市計画税第1期分の納付
- ・3月分源泉所得税、特別徴収住民税の納付

<5月>

- ・4月分源泉所得税、特別徴収 住民税の納付
- ・所得税額延納分の最終納付
- ・自動車税の納付
- ・個人住民税の特別徴収税額の通知

<6月>

- ・5月分源泉所得税、特別徴収 住民税の納付
- ・特別徴収住民税納期特例分(12月～5月分)の納付
- ・所得税の予定納税額の通知